

## ★キューバ大使宿の宿泊拒否事件の本質＝新藤通弘

本件は、筆者は、すでに10月19日のFBで述べてありましたが、本質は米国の不当な対キューバ経済封鎖政策で、その根本のヘルムズ＝バートン法にあります。この法律が、米国の国内法を第三国に適用することを許可していることから来ています。米国の対キューバ経済封鎖政策は、解除決議にうたわれているように、①国連憲章の目的と原則に違反し、②あらゆる国際法に違反し、③諸国間の主権の平等を認めず、④内部問題に対する不干渉・不介入の原則に違反し、⑤国際通商・航行の自由に違反し、⑥米国の国内法を第三国に強要する、不当なものです。本年の第73回国連総会は、11月1日、加盟国193カ国のうち、189カ国が賛成、2カ国（米国、イスラエル）が反対、棄権なし、欠席2カ国（ウクライナ、モルドバ）という圧倒的多数で、解除を決議しています。日本は、1997年より解除賛成投票に回っています。

この意味から、今回のヒルトン福岡の態度は、キューバの主権の侵害に当たると同時に、ヒルトン福岡は、日本の内国法人ですから、日本の旅館業法も無視する、日本の主権の侵害にもあたります。つまり、キューバと日本の二重の主権の侵害なのです。ヒルトン・福岡とキューバ大使館の間のいざこざではありません。

そうした重大性から、下記のように、日本のマスコミも保守的な新聞も含め、一様にヒルトン福岡の態度を批判しているのです。この主権の二重侵害の問題を黙視することとは、主権擁護の姿勢が問われ、マスコミにあってはならないことでしょう。

問題に関しては、福岡市が行政指導したと報道されていますが、国連総会決議に賛成し、日本の主権を侵害された外務省が行政指導に当たるべきでしょうし、また米国政府に抗議すべきものでしょう。

### 18.11.14 朝日

キューバ大使宿泊、ヒルトン福岡が拒否 米の制裁理由に

平山亜理

2018年11月14日05時06分

在日キューバ大使が10月、米ヒルトングループ系列のホテル「ヒルトン福岡シーホーク」（福岡市中央区）に宿泊しようとしたところ、米国の経済制裁の対象国の外交官であることを理由に、宿泊を拒否されたことが分かった。ヒルトン側は「米国企業として、米国の法律を順守した」と説明しているが、国籍による宿泊拒否は日本の旅館業法に抵触しているとして、福岡市が行政指導をした。

キューバ大使館は、旅行会社「東日観光」（本社・東京）を通して予約。旅行会社側は、宿

泊者が大使であることを宿泊の数日前にファクスでホテル側に伝え、「お待ちしております」と返信もあったという。

ところがカルロス・ペレイラ大使と大使館員が10月2日に宿泊しようと福岡入りしたが泊まれなかった。旅行会社側に当日、「キューバの要人は泊められない」とホテルから電話で連絡が入ったという。また10月11日にはホテルから旅行会社に「キューバ政府を代表するゲストのご宿泊をお受けすることができない」との文書が届いた。

一方、キューバ大使館は10月5日、外務省に宿泊拒否の件を伝え、「恥ずべきことだ。(米国の法律を日本国内で適用することは)日本の主権も侵害している」などと伝えた。

外務省は、旅館業法を所管する厚生労働省に連絡。同法第5条は、伝染病にかかっている場合や、違法行為や風紀を乱す行為をするおそれがある場合など以外は宿泊を拒んではならない、と定める。同省は国籍を理由とした宿泊拒否は法に触れると判断した。

厚労省の担当者は「旅館業法に基づいて営業許可を取っており、日本の法律に従うべきだ」として「福岡市が行政指導をした」と説明している。

ヒルトンの東京の広報担当者は朝日新聞の取材に対し、宿泊拒否の対象を、米国の経済制裁対象国の政府関係者、国有会社や特定の個人などと説明。対象国はキューバのほか、イラン、北朝鮮、シリアなどで、ヒルトンが運営する世界のすべてのホテルで宿泊を禁ずるとしている。ただキューバ大使館によると、大使は4月に福岡シーホークに泊まっているという。

一方、ハイアットやシェラトンなどほかの米国系ホテルチェーンは「こうした宿泊拒否はしていない」と説明している。

行政指導について、ヒルトンの東京の広報担当者は「ご指摘を受け、今後の対策を講じたい」としている。

日本は、米国に対キューバ経済制裁の解除を求める国連決議に賛成。同決議は今年も27年連続で採択されている。

メキシコでは2006年、キューバに経済制裁を課す米国の国内法を理由として滞在中のキューバ政府代表団16人を退去させたメキシコ市内の米シェラトン系のホテルに対し、政府が罰金約120万ペソ(約1300万円)の支払いを命じた。「主権の侵害だ」と米国への反発が広がる中、「国籍によって顧客を差別することを禁じた商法に違反している」と判断した。(平山亜理)

### 18.11.15 BBC

日本の米資本ホテル、キューバ大使の滞在を拒否 制裁抵触恐れ

日本の福岡にある米資本のホテルが、対キューバ制裁に抵触するとして駐日キューバ大使の滞在を拒否したことで、日本当局から批判されている。

米ヒルトンホテル傘下の「ヒルトン福岡シーホーク」は先月、カルロス・ペレリア大使にキューバ政府関係者を泊めることはできないと伝え、キューバ側から苦情が出ていた。

福岡市当局はホテルに対し、国籍で宿泊を拒否するのは旅館業法に違反しているとして行政指導した。

朝日新聞によると、キューバ大使館は旅行代理店を通じてホテルを予約した。この旅行代理店は、宿泊する大使の身元を伝えられていた。

しかし、ペレイラ氏がプロ野球・福岡ソフトバンクホークスに所属するキューバ人選手を訪問した際、ホテル側から滞在を拒否された。

これについてキューバ側は、日本で米国法を適用することは日本の主権を侵害していると指摘している。

一方、ヒルトンホテルの日本代表は共同通信に対し、米国企業として本国の法律を順守したと説明した。

2006 年には、米資本のシェラトンホテルが、メキシコシティのホテルからキューバの代表団 16 人を追い出したとしてメキシコ当局から罰金を言い渡されている。

2007 年にも、ヒルトンホテルが買収したノルウェーのホテル「スダンディック・エッダーコッペン」が、キューバ政府関係者 14 人の宿泊を拒否した。

当時ノルウェー外務次官だったレイモンド・ヨハンセン氏はロイター通信に対し、「これは全く受け入れられない事態だ」と話していた。

2016 年にバラク・オバマ前大統領の下で米国とキューバの国交が改善されたことを受け、米ホテル大手スターウッドはキューバでの 2 軒のホテル運営契約を交わした。米紙ニューヨーク・タイムズによると、この 2 軒はキューバの国営企業が管理していたという。

しかしその後、ドナルド・トランプ大統領が対キューバ政策を厳格化。キューバを訪れる米国民に対し、国営ホテルや軍とつながりのあるレストランなどを利用することを禁止した。

(英語記事 US hotel in Japan refuses Cuba ambassador)

18.11.14 共同

ヒルトン福岡、駐日キューバ大使宿泊拒否

2018/11/14 12:39

米ホテル大手ヒルトングループの「ヒルトン福岡シーホーク」が10月に、駐日キューバ大使の宿泊を拒否していたことが14日、分かった。ホテル側は「米国の経済制裁対象国。本国の法律を順守した」としている。

**18.11.14 NHK 福岡**

ヒルトン キューバ大使宿泊拒否

11月14日 18時59分

福岡市内にあるアメリカのヒルトングループの系列ホテルが、先月、宿泊予約の入っていた駐日キューバ大使と大使館員について、アメリカの経済制裁を受けているキューバの政府関係者であることを理由に、当日になって宿泊を拒否していたことが分かりました。

福岡市は、旅館業法に抵触するとして、このホテルに行政指導を行いました。

在日キューバ大使館や外務省によりますと、キューバのカルロス・ペレイラ駐日大使と大使館員は、福岡市中央区にある、アメリカのヒルトングループの系列ホテルである、ヒルトン福岡シーホークに先月2日の宿泊予約を入れていました。

しかし、当日になって、ホテル側から旅行代理店を通じて、「ヒルトン本部の判断でキューバ政府の代表は宿泊できない」と連絡があったということです。

その後、在日キューバ大使館が、外務省に文書を送り、「宿泊拒否を受けたことは遺憾だ。日本の主権も侵害している」と伝えました。

連絡を受けた福岡市は、「キューバの政府関係者であることを理由とした宿泊拒否は旅館業法に触れる」と判断して、ヒルトン福岡シーホークに行政指導を行いました。

これに対し、ヒルトンの東京の広報担当者は、「ヒルトンの本拠地があるアメリカの法律に基づいたビジネスを行っているが、日本の法律も順守している。今回の指摘を受けて対策を講じたい」とコメントしています。

在日キューバ大使館は、NHKの取材に対し、「アメリカの経済制裁によってキューバの外交官や代表団が宿泊を拒否されることは世界各地で起きている」とした上で、「日本で宿泊を拒否されたのは初めてだ。アメリカ資本のホテルであっても、日本国内では日本の法律に従うべきだ」と話しています。

#### 18.11.14 北海道新聞

「ヒルトン福岡」キューバ大使の宿泊拒否 米制裁理由に 市が行政指導

11/14 13:35 更新

ヒルトン福岡シーホーク＝2010年、福岡市

米ホテル大手ヒルトングループの「ヒルトン福岡シーホーク」（福岡市中央区）が10月に、駐日キューバ大使の宿泊を拒否していたことが14日、分かった。米国の経済制裁対象国の政府関係者だったことが理由。日本の旅館業法は国籍による宿泊拒否を禁じており、福岡市は同日までに行政指導をした。

ホテル側は取材に対し、宿泊拒否の事実を認め「米国企企業として本国の法律を順守した」としている。

宿泊手続きを代行した東京の旅行会社によると、カルロス・ペレイラ大使と大使館員らが宿泊することになっていた10月2日、宿泊できない旨の電話がホテルからあった。

#### 18.11.14 産経

キューバ大使の宿泊拒否 ヒルトン福岡に行政指導

2018.11.14 13:36 | 政治 | 政策

米ホテル大手ヒルトングループの「ヒルトン福岡シーホーク」（福岡市中央区）が10月に、駐日キューバ大使の宿泊を拒否していたことが14日、分かった。米国の経済制裁対象国の政府関係者だったことが理由。日本の旅館業法は国籍による宿泊拒否を禁じており、福岡市は同日までに行政指導をした。

ホテル側は取材に対し、宿泊拒否の事実を認め「米国企企業として本国の法律を順守した」としている。

宿泊手続きを代行した東京の旅行会社によると、カルロス・ペレイラ大使と大使館員らが宿泊することになっていた10月2日、宿泊できない旨の電話がホテルからあった。「キューバ政府を代表するゲストの宿泊を受けられない」という内容の文書も後日届いた。

厚生労働省は、国籍を理由にした宿泊拒否は同法違反になると指摘。「国内ホテルは同法に従わなければならない」としている。

#### 18.11.14 日経

ヒルトン福岡、キューバ大使の宿泊拒否 米制裁理由に

九州・沖縄 社会 2018/11/14 13:09 (2018/11/14 15:45 更新)

米ホテル運営大手ヒルトンの「ヒルトン福岡シーホーク」(福岡市中央区)で10月、駐日キューバ大使が宿泊を拒否されていたことが14日、関係者への取材で分かった。ホテル側はキューバが米国の経済制裁の対象国であるとして「米国の法律を順守した」と説明した上で「同様の事態が起こらないよう対策を検討したい」としている。

日本の旅館業法は感染症や満室などの理由を除き、宿泊を拒むことを禁じている。福岡市は同法に抵触すると判断し、14日までにヒルトン福岡を行政指導した。

キューバ大使館から手配を受けた旅行会社「東日観光」(東京)によると、大使の10月2日の宿泊予約をしたところ、前日の1日にホテル側から了承の返答をファクスで受け取った。

ところが宿泊当日の2日午後になって「米国の経済制裁の対象国の政府関係者を泊めることはできない」と謝罪の電話があったという。

ヒルトングループの広報担当者は「米国に本社を置く企業として本国の法律を順守し対応した。旅館業法の認識不足もあり、今後も同様の事態が起こらないよう対策を検討したい」と話した。

#### 18.11.14 毎日

「ヒルトン福岡」駐日キューバ大使の宿泊拒否

毎日新聞 2018年11月14日 12時20分(最終更新 11月14日 12時39分)

米ヒルトングループ系列のホテル「ヒルトン福岡シーホーク」（福岡市中央区）で今年10月、駐日キューバ大使が米国の経済制裁対象国の政府関係者であることを理由に宿泊を拒否されていたことが分かった。情報提供を受けた福岡市が調査に乗り出し、国籍による宿泊拒否は日本の旅館業法に違反しているとして行政指導した。

#### 18.11.14 読売

福岡のヒルトン系列、キューバ大使の宿泊拒否

2018年11月14日 11時52分

キューバのカルロス・M・ペレイラ駐日大使が10月、米ホテル運営大手・ヒルトン系列の「ヒルトン福岡シーホーク」（福岡市中央区）で宿泊を拒否されていたことがわかった。ヒルトン側は米国による対キューバ制裁を理由に挙げ、「米国政府の方針に反する行為は控えた」と釈明。厚生労働省は今回の宿泊拒否は旅館業法違反に当たると判断しており、福岡市はホテルを行政指導した。

キューバ大使館から手配を受けた旅行会社によると、大使は10月2日の宿泊が拒否された。ヒルトンの日本担当者の説明では、ヒルトンは福岡を含む国内ホテル14か所と海外の系列ホテルで、キューバや北朝鮮など米国の経済制裁対象国の政府関係者と確認できれば、宿泊を拒否する方針だったとしている。担当者は「日本の国内法に抵触するという指摘は真摯しんしに受け止めたい」としている。

#### 18.11.14 テレビ西日本

「ヒルトン福岡」キューバ大使の宿泊拒否 経済制裁理由に...

11/14(水) 20:37 配信

福岡市にあるヒルトングループ系列のホテルが、駐日キューバ大使の宿泊を拒否していたことがわかった。

駐日キューバ大使館などによると、カルロス・ペレイラ大使は、10月2日に旅行会社を通じて事前に予約した「ヒルトン福岡シーホーク」に宿泊する予定だった。

しかし、ヒルトン側は宿泊当日になって、旅行会社に「キューバの要人は泊められない」と宿泊を拒否したという。

キューバは、アメリカの経済制裁の対象国で、ヒルトン側は「アメリカ企業としてアメリカの法律を順守した」と説明している。

一方、福岡市は、国籍による宿泊拒否は日本の旅館業法に抵触するとして、ヒルトン福岡を行政指導した。

ヒルトンの担当者は、「今後の対応を検討したい」としている。

(テレビ西日本)

### **18.10.19 FB**

筆者は、FB でこのように述べていました。

新藤 通弘

10月19日 23:06 ·

...

困りますねえ、こんなことは。去る10月2日在日キューバ大使が公用で福岡市に行き、宿泊予定の予約していたホテル・ヒルトン・福岡から本国（米国）の方針から宿泊を断るとの連絡を受けたとのこと。キューバのハバナ・ヒルトン・ホテルは1960年10月24日にナショナル、カプリ、リビエラなどの米系ホテルとともに国有化されましたが、国有化の補償金をめぐっては、両国で再度話しあうことになっています。その意味でも不当な一方的な判断ですが、問題は、さらに米国の政策を第三国で適用することは、国際法に違反するものです。それゆえ、毎年国連総会では、米国とその追随国であるイスラエルを除き、191カ国すべての国連加盟国が米国の経済封鎖の第三国への適用を批判しているのです。日本も経済封鎖解除決議に賛成しています。世界のヒルトンは、国際的に通用する態度をとってほしいものです。

10月19日付のキューバ大使館ブログで、米国法の第三国への適用を批判しています。ヒルトン・福岡からの宿泊拒否の書簡が添付されています。

### **18.10.19 Blog de la Embajada de Cuba**

La extraterritorialidad del bloqueo contra Cuba

embacubajaponblog / octubre 19, 2018

Aun cuando el actual gobierno estadounidense se empeña en describir un escenario de

“flexibilización” de su agresiva y obsoleta política de bloqueo contra Cuba, la realidad es que su aplicación se ha recrudecido al igual que su negativo impacto no sólo a nivel bilateral sino también en su componente extraterritorial, dañando a terceros países e infringiendo su soberanía y leyes nacionales e insistiendo en sancionar a otros por el sólo hecho de mantener normales relaciones con la isla

En el presente año 2018 se ha intensificado la persecución a las transacciones financieras cubanas y a las operaciones bancarias y crediticias con Cuba a escala global. Decenas de bancos en todas las regiones del mundo decidieron cerrar sus relaciones con empresas cubanas o extranjeras, para eliminar cualquier vínculo de su actividad con Cuba, incluso operaciones relacionadas con ciudadanos cubanos solo por el hecho de tener esa nacionalidad.

Ningún país del mundo escapa a la irracionalidad del bloqueo. Recientemente denunciarnos ante la Cancillería japonesa un hecho deplorable, resultado de la aplicación del bloqueo en territorio japonés, cuando el pasado 2 de octubre, la gerencia estadounidense del Hotel Hilton Fukuoka Sea Hawk, canceló de manera abrupta una reserva ya confirmada del Embajador y de un funcionario cubano con motivo de una visita de trabajo a esa prefectura nipona, en cumplimiento de indicaciones de su Casa matriz, de abstenerse de prestar servicios a cubanos en ninguna de sus instalaciones en el mundo.

Lo más significativo es que la ley a la que invoca la gerencia del Hilton Fukuoka Sea Hawk en su misiva, es a la ley estadounidense y no a la japonesa, al tiempo que hace caso omiso a las responsabilidades contraídas por el país receptor referida a la protección de la integridad de los agentes diplomáticos acreditados en el país. Este deplorable incidente, sin precedentes en el caso de Japón, además de violatorio de las más elementales normas de conducta, ética y de respeto hacia un Jefe de Misión extranjero debidamente acreditado ante las autoridades niponas, constituye una flagrante violación de la Convención de Viena sobre Relaciones Diplomáticas de 1961, en la que se recogen de manera explícita las obligaciones de todos los gobiernos y países, en lo referido al personal diplomático acreditado.

El penoso suceso contradice el decidido apoyo del gobierno japonés al reclamo internacional por el cese del bloqueo contra Cuba, que desde 1997 se ha venido expresando en la Asamblea General de las Naciones Unidas, así como el respaldo mayoritario de instituciones, organizaciones, personalidades y muchas otras personas en Japón que condenan esta política y demandan su fin inmediato.

La Embajada de la República de Cuba en Japón no sólo rechaza enérgicamente la ocurrencia de este hecho, evidencia de que el bloqueo económico, financiero y comercial

impuesto del gobierno de los Estados Unidos contra la isla, por su agresiva aplicación extraterritorial, daña también la soberanía y los intereses de otros países como es el caso de Japón.

Confirma también que las leyes del bloqueo y la persecución contra la Mayor de las Antillas continúan aplicándose con absoluto rigor, en contraposición al Derecho Internacional, la Carta de las Naciones Unidas y otras regulaciones internacionales.

Tampoco se ajusta a la histórica amistad que une a los dos países, que este año celebran el 120 aniversario de la presencia japonesa en Cuba y el próximo conmemoraran 90 años de relaciones ininterrumpidas, en un contexto actual además marcado por el sostenido avance de los nexos bilaterales, el diálogo y la cooperación en diversos ámbitos.

EEUU ignora a su vez que, en su contribución al informe del Secretario General de la ONU sobre el cumplimiento de la Resolución concerniente al Bloqueo, el gobierno de Japón ha manifestado su preocupación por la afectación del Bloqueo sobre las actividades económicas de terceros países, lo cual contradice el Derecho Internacional y las leyes nacionales.

Este incidente se suma a otros que, en el transcurso del último año, confirman de manera clara el profundo irrespeto del actual gobierno estadounidense por la Carta de las Naciones Unidas y el Derecho Internacional, así como su flagrante y persistente violación de los derechos soberanos de muchos otros Estados por su carácter extraterritorial.

Es por ello que el próximo 31 de octubre Cuba denunciará el recrudecimiento de esta injusta política y presentará, por 27ma ocasión consecutiva, el proyecto de resolución contra el bloqueo en la AGNU, ocasión en la que con toda certeza la comunidad Internacional, y Japón como parte de ella, ratificará el reclamo de Cuba, como evidencia del profundo aislamiento de EEUU en este tema.

Embajada de Cuba en Japón

44274953\_2059344074356279\_1883717031904149504\_n

Texto de la carta remitida por el Sr. Josh Robert, General Manager del Hilton Fukuoka



2018年10月11日

東日観光株式会社  
国際旅行事業部  
加藤 大介 様

拝啓 平素より貴ホテルへ格別のご高貴を賜り、厚く御礼申し上げます。

ヒルトンワールドワイドはヒルトンワールドワイドのメンバーとして、ヒルトンの企業方針、米法、国際機関、実業を規制する国で適用される法令を遵守しております。現在は、キューバに対する制裁措置という適用ある法令の制限により、キューバ政府を代表するゲストのご宿泊をお受けすることができない状況にございます。何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

制裁措置の動向には常に注意を払っておりますので、状況に変化がございましたら速やかにその状況にあつた対応に変更してまいります。それまでは大変恐縮ではございますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。近い将来、キューバのゲストをお迎えできる日を心待ちにしております。

また、実業ではございますが、この度はこの適用法令遵守に基づいたお断りのご連絡が滞りなりました。大変ご迷惑をお掛けしましたこと、深くお詫言申し上げます。

敬具

Dear Mr. Kato

Firstly, we would like to extend our cordial thank you for your continued business with our hotel.

The Hilton Fukuoka Sea Hawk is part of the Hilton Worldwide portfolio and operates in accordance with Hilton's corporate policies and applicable U.S., International and local laws and regulations. We regret to inform you that due to applicable legal restrictions, in particular, continuing sanctions against Cuba, we are presently unable to provide hospitality services for guests representing the Government of Cuba. Thank you for your understanding.

We are closely monitoring changes in the sanctions. As and when the situation changes, we shall be pleased to reassess our position. In the meantime, we apologize for any inconvenience and look forward to being able to serve you in the future. We sincerely apologize for the delay in communication regarding us not being able to accept the requested booking.

We kindly ask for your understanding. Thank you.

Sincerely,

Josh Roberts  
General Manager  
Hilton Fukuoka Sea Hawk

ヒルトン福岡シーホーク  
Hilton, Fukuoka Sea Hawk

〒810-0650 福岡市中央区地行浜2-2-3

1-2-3 Igohama, Chuo-ku, Fukuoka 810-0650, Japan

T +81 2282-844-475 | F +81 2282-844-7827 | E. FUKUOKA@hilton.com  
hilton.fukuokaseahawk.jp | fukuokaseahawk@hilton.com

(2018年11月17日 改訂版 新藤通弘)